

利用制限届出の手引き

農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室
令和6年10月1日版

目 次

	ページ
1 利用制限届出について.....	1
（1）利用制限制度の概要.....	1
（2）利用制限制度の流れ.....	7
（3）各種届出書の入手方法.....	8
2 出願時に提出可能な届出書.....	9
（1）輸出先国の制限に係る特例届出書.....	9
（2）生産地域の制限に係る特例届出書.....	10
3 品種登録後に提出可能な届出書.....	11
（1）輸出先国の制限に係る特例届出書（指定国の追加）.....	11
（2）生産地域の制限に係る特例届出書（指定地域の追加）.....	12
（3）輸出先国の制限に係る特例届出書（届出の取下げ）.....	13
（4）生産地域の制限に係る特例届出書（届出の取下げ）.....	14
4 利用制限届出に関する問合せ先.....	15

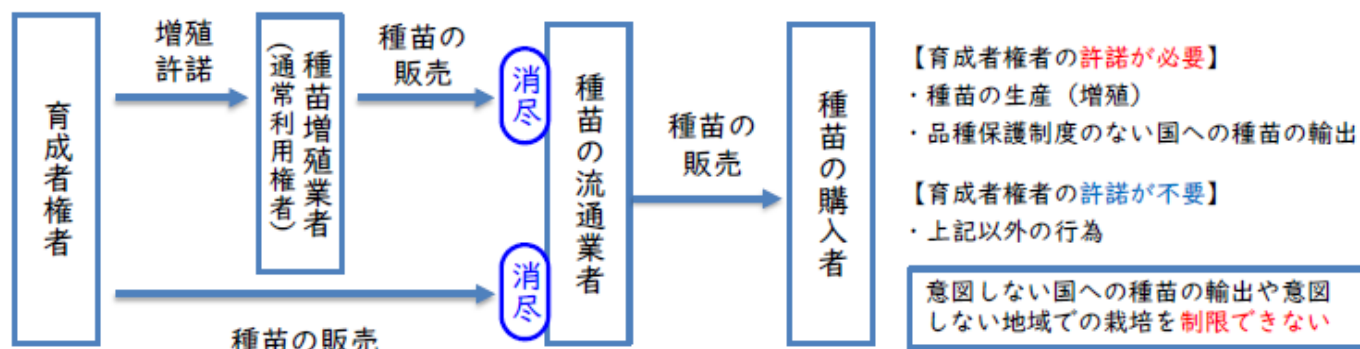
1. 利用制限届出について

(1) 利用制限制度の概要

種苗法では、登録品種を利用する場合には、原則、育成者権者の許諾が必要です。一方で、従前の種苗法では、育成者権者や育成者権者から許諾を受けた種苗増殖業者等により種苗がいったん譲渡され、一般に流通した場合には、一部の例外（種苗の生産や品種保護制度のない国への種苗の持出しを除き、育成者権者の許諾を得なくとも、利用できるとされていました（これを法律用語で育成者権の「消尽」といいます。）。）。

このため、育成者権者が登録品種の海外への持出しを防止したい場合や、特定の地域以外での収穫物の生産を制限したい場合でも、これらを制限することができず、その結果、農産物の海外輸出や登録品種を用いた産地づくりの支障となる場合があります。

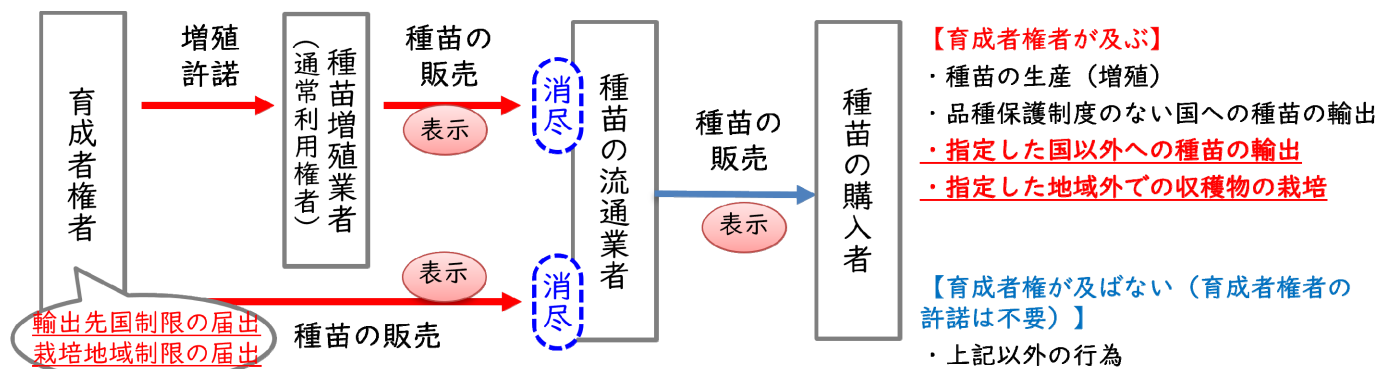
【利用制限制度が導入される前】



そこで、令和2年に種苗法が改正され、育成者権者の意図に応じて登録品種の海外持出しの防止や登録品種を用いた産地づくりを可能とするための「利用制限制度」が令和3年4月1日に始まりました。

本制度では、品種登録出願の際に、出願と同時に届出書を提出することにより、品種登録された場合に、①意図しない国への登録品種の種苗の持出しを制限する「輸出先国制限」、または②意図しない国内地域での登録品種の収穫物の生産を制限する「生産地域制限」を行うことが可能になっています。

【利用制限制度の導入後（利用制限の届出をした場合）】



利用制限の内容は農林水産省の品種登録HPで公表

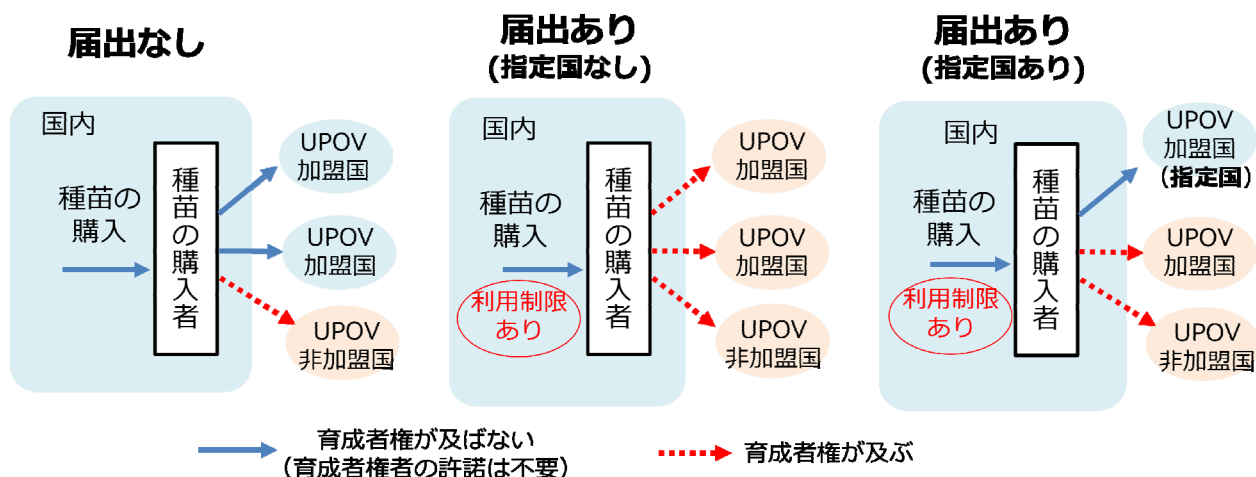
(ア) 種苗の海外持出し（輸出）を制限する場合

例えば、登録品種の農作物の海外への輸出を意図しており、意図せずに種苗が持ち出され、他国で産地化されるのを防ぎたい場合には、**輸出先国制限に係る利用制限制度**を利用することが有用です。

当該制度を利用するには、**出願の際に願書と同時に「輸出先国の制限に係る特例届出書」を提出する必要があります（9頁）**。本届出書を提出することにより、品種保護制度のある国に対しても、種苗を輸出する場合に育成者権者が及ぶこととすることができます。

留意点

- 品種保護制度のない国への種苗の輸出については、これまでの種苗法と同様、本届出書の提出の有無にかかわらず、常に育成者権者の許諾が必要です。なお、現時点で品種保護制度のない国であっても、将来的に品種保護制度が整備された場合、本届出書を提出していない場合には当該国への種苗の輸出は制限されなくなりますので御注意ください。本届出書を提出することにより、このような場合でも当該国への種苗の輸出を引き続き制限することが可能となります。
- 「輸出先国制限に係る利用制限制度」を利用して種苗の輸出を制限している国であっても、海外での品種登録出願のために必要な種苗の提出等のために、育成者権者自らが又は育成者権者から許諾を受けた上で輸出することは可能です。
- 本届出書では、品種保護制度のある国の中から種苗の輸出を制限しない国（以下「指定国」ということがあります。）を指定することができますが、必ずしも指定する必要はありません。本届出書において国を指定しない場合には、全ての国に対する種苗の輸出について育成者権者が及ぶことになります。なお、一度指定した国は、そのことが公示された後は取り消すことができませんので御注意ください。
- 品種登録後であれば、種苗の輸出を制限しない国（指定国）を追加することや輸出先国制限自体を取り止めることができます。なお、一度追加した国は、そのことが公示された後は取り消すことができませんので御注意ください。



(イ) 国内での収穫物の生産地域を制限する場合

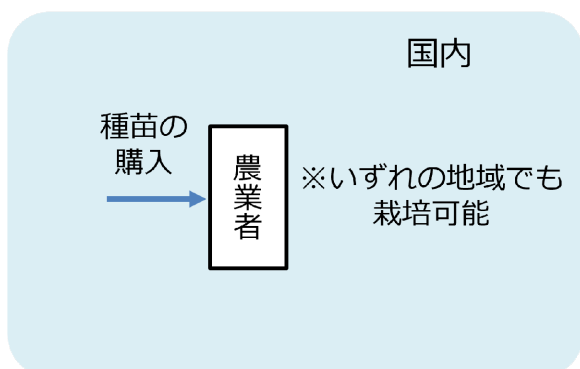
例えば、産地づくりのために開発された品種について、特定の地域に栽培を限定し、登録品種を用いた産地づくり・地域ブランド化を進めたい場合には、生産地域制限に係る利用制限制度を利用することが有用です。

生産地域制限に係る利用制限制度を利用するには、出願の際に願書と同時に「生産地域の制限に係る特例届出書」を提出する必要があります（１０頁）。本届出書の提出により、指定した地域（以下「指定地域」ということがあります。）以外で収穫物を生産する場合に、育成者権が及ぶこととすることができます。

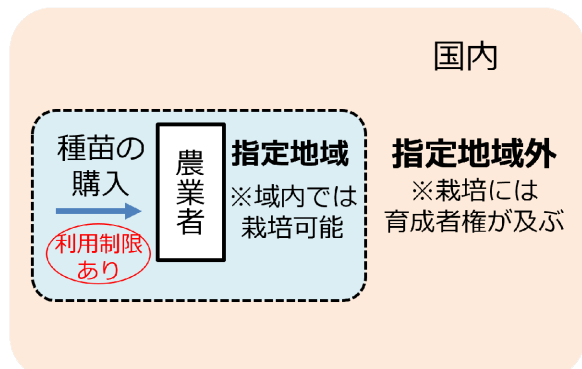
留意点

- 指定地域以外であっても、育成権者からの許諾を受けた上で収穫物を生産することは可能です。
- 本届出書は国内での収穫物の生産地域を制限するのみであり、海外への種苗の持出しは制限されません。海外への持出しを併せて制限する場合には、「輸出先国の制限に係る特例届出書」も併せて提出する必要があります。
- 本届出書では、必ず都道府県や市町村等、収穫物を生産する地域を指定する必要があります。産地づくり以外の目的で指定地域を定めることはできません。なお、一度指定した地域は、そのことが公示された後は取り消すことができませんので御注意ください。
- 品種登録後であれば、収穫物の生産を制限しない地域（指定地域）を追加することや生産地域制限自体を取り止めることができます。なお、一度追加した地域は、そのことが公示された後は取り消すことができませんので御注意ください。

届出なし



届出あり



(ウ) 利用制限の公示

利用制限の内容は、出願公表時及び品種登録時に官報で公示され、農林水産省の品種登録ホームページ (<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/>) で公表されるとともに、品種登録簿に記載されます（法第 21 条の 2 第 3 項、第 4 項）。

(エ) 利用制限の表示義務

品種登録の公示がされた日の翌日以後は、利用制限がされた登録品種の種苗を譲渡する場合又は譲渡のための展示若しくは広告をする場合に品種登録がされている旨及び利用制限がある旨の表示をすることが義務付けられます（法第 21 条の 2 第 5 項又は第 6 項、第 55 条）。

これらの義務に違反した場合には、10 万円以下の過料が科されることがあります（法第 75 条）ので御注意ください。

表示について①

【表示義務の対象】

表示義務がある場合	表示の対象
譲渡する場合	種苗又はその包装
譲渡のための展示をする場合	種苗又はその包装
譲渡のための広告をする場合	広告（カタログ、チラシ、インターネット販売サイト等）

【登録品種である旨の表示内容】

- 以下のいずれかの表示をすることが必要です（種苗法施行規則第 21 条の 2）

- ① 「登録品種」の文字
- ② 「品種登録」の文字及びその「品種登録の番号」
- ③ PVP マーク(以下図柄見本参考)



※ 流通の過程で登録の失効が予定されている場合には、「この種子は登録品種です（令和〇年〇月〇日まで）」などと記載することもできます。登録品種でない品種について「登録品種」であることを誤信させる表示をした場合には、刑事罰（個人：3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金、法人：1 億円以下の罰金）が科されることがあります（法第 56 条）ので御注意ください。

※ 品種登録される前に、登録品種である旨の表示をすることはできません。出願中の品種を含め、登録品種以外について、PVP マークを貼付することは、上記の誤信表示として種苗法違反（第 56 条）になりますので、ご注意ください。）。なお、品種の利用者への注意喚起の観点から、「品種登録出願中」などと表示をしておくことは可能です。

- なお、登録品種（過去に登録品種であった場合を含む。）を譲渡する場合には、当該登録品種名を使用する必要があります（法第 22 条）

表示について②

【利用制限がある旨の表示内容】

- 以下のいずれかの表示をすることが必要です（種苗法施行規則第16条の3）。

制限の内容	表示の内容
輸出制限のみ	①「海外持出禁止（公示（農水省HP）参照）」 ②「海外持出禁止（農林水産大臣公示有）」 ③「〇〇のみ輸出可（公示（農水省HP）参照）」（〇〇は指定国を記載） ④「〇〇のみ輸出可（農林水産大臣公示有）」 ⑤「利用制限あり（公示（農水省HP）参照）」
栽培地域制限のみ	①「△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）」（△△は指定地域を記載） ②「△△内のみ栽培可（農林水産大臣公示有）」 ③「利用制限あり（公示（農水省HP）参照）」
輸出制限及び栽培地域制限の双方	①「海外持出禁止及び△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）」 ②「海外持出禁止及び△△内のみ栽培可（農林水産大臣公示有）」 ③「〇〇のみ輸出可及び△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）」 ④「〇〇のみ輸出可及び△△内のみ栽培可（農林水産大臣公示有）」 ⑤「利用制限あり（公示（農水省HP）参照）」

※ 品種の利用者への注意喚起の観点から、品種登録される前でも上記の表示が可能です。

※ 「利用制限あり（公示（農水省HP）参照）」以外の表示をした場合、表示後に指定国又は指定地域が追加された場合には表示内容を変更する必要がありますので御注意ください。また、既に流通している種苗についても速やかに表示内容を表示する必要がありますので流通業者等への周知をお願いいたします。

【表示例】

品種名：ノウリンイエロー（登録品種）
海外持出禁止、東京都内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）

品種名：ノウリンイエロー（この種子は品種登録されています。）
登録番号：999999
アメリカ合衆国のみ輸出可（公示（農水省HP）参照）

品種名：ノウリンイエロー
海外持出禁止（農林水産大臣公示有）



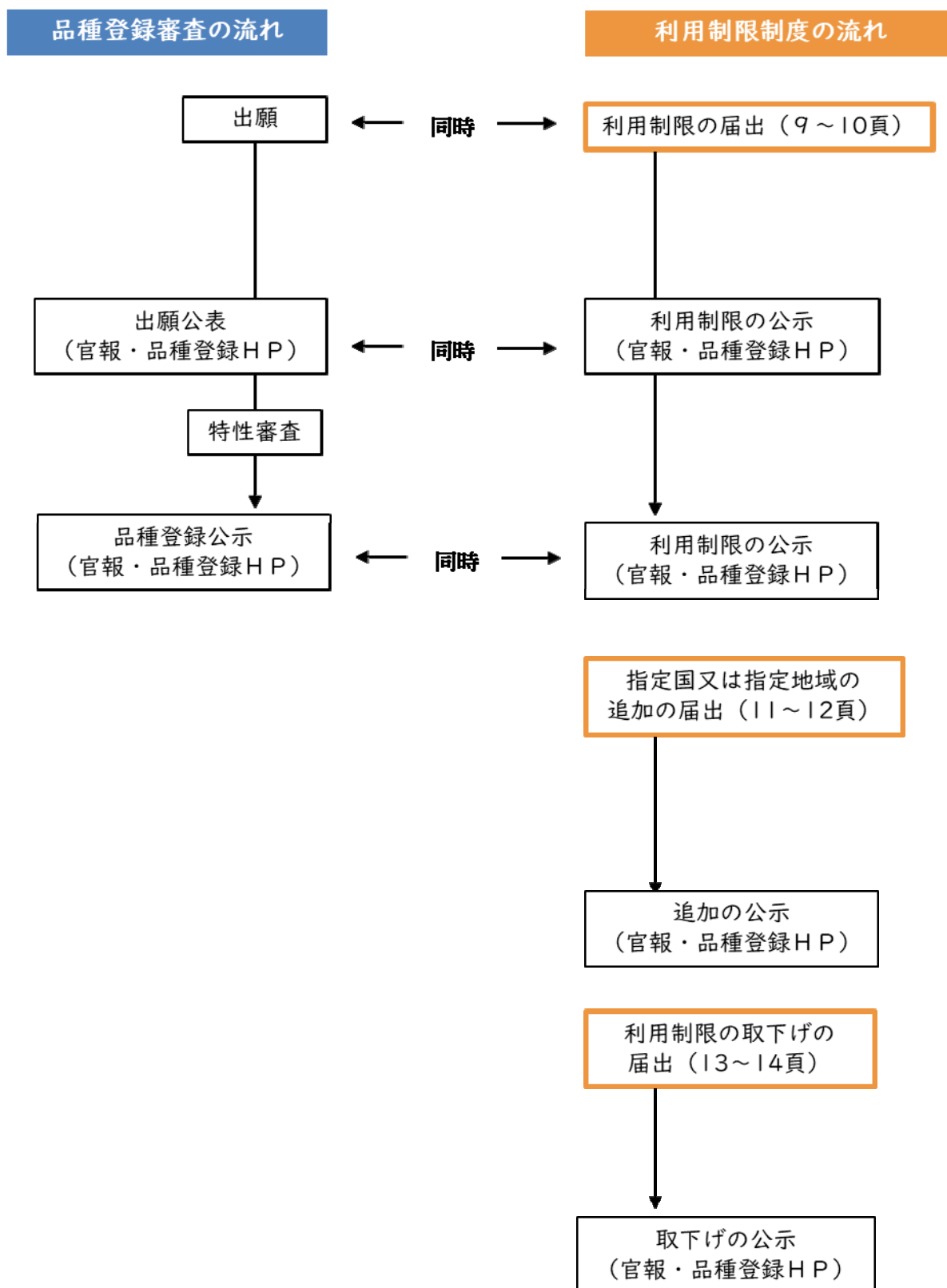
この種子は登録品種です（令和3年7月14日まで）
品種名：ノウリンイエロー
利用制限あり（公示（農水省HP）参照）

利用制限制度を利用するに当たっての留意点

- 利用制限制度を利用するか否かは、育成者権者（出願者）の判断となります。
- 利用制限制度は、育成者権者の届出によって、利用制限に反する行為に対して育成者権を行使することを可能とするものです。そのため、届出がされただけでは権利救済はされません。育成者権者自ら、国内における登録品種の適正な管理、海外流出防止対策等を実施することが重要です。

(2) 利用制限制度の流れ

利用制限制度の流れは次のとおりです。各届出の方法は該当頁を参照してください。



(3) 各種届出書の入手方法

各種届出書は以下①又は②により入手をお願いします。

① 農林水産省のホームページから様式をダウンロード

- 品種登録ホームページ

URL <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/>



② 農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室に郵送で請求

以下のア及びイを同封して、知的財産課種苗室登録管理係あてに送付してください。なお、出願に際し、願書等を郵送で請求する場合には、「輸出先国の制限に係る特例届出書」及び「生産地域の制限に係る特例届出書」は、願書等と同封して送付いたします。

- 農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話 03-3502-8111（代表） 内線 4301

ア 請求する資料の種類及び請求者を記載した書面

様式の指定はありませんのでメモ書きでも問題ありません。以下の事項を記載して下さい。

(ア) 請求者の氏名、住所、所属（法人等の場合）、電話番号

(イ) 請求する資料の種類

例えば、「『輸出先国の制限に係る特例届出書』のみ」、「『輸出先国の制限に係る特例届出書』、『生産地域の制限に係る特例届出書』及び『利用制限届出の手引き』」等。

イ 返信用の封筒

御自身あての返信用封筒をご用意ください。返信用の封筒は、A4版（願書等のサイズ）の書類が入る大きさの封筒を用い、これにあて名を記入し切手を貼ってください。

郵便料金の目安（令和6年10月1日現在）

同封する書類の種類	郵便料金
利用制限届出書様式	140円
利用制限届出書様式＋利用制限届出の手引き	180円

※願書等を同封して送付を御希望の場合には事前に御相談ください

2. 出願時に提出可能な届出書

ここでは、出願時に提出可能な届出書の記載等について留意すべき事項を解説します。

(1) 輸出先国の制限に係る特例届出書

本届出書を提出することにより、育成者権者等により譲渡された登録品種の種苗についても海外に輸出する場合に育成者権が及ぶこととなります。

本届出書は、出願の際に願書と同時の提出が必要です。出願後に提出することはできませんので御注意ください。

様式第八号の二（第十六条第一項関係）	
輸出先国の制限に係る特例届出書	
農林水産大臣 殿	年 月 日
出願者 住所 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 代理人 住所 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
種苗法第 21 条の 2 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 農林水産植物の種類 学 名（ローマ字）： 和 名：	届出書の提出日（郵送の場合は発送日）を記載します。
2 出願品種の名称	出願者が複数の場合は、出願者全員の住所・氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記載してください。 代理人が届け出る場合は、代理人の住所・氏名も併せて記載してください。また、代理人の権限を証明する書面（委任状等）を提出してください（願書に委任状等が添付されている場合には不要です。）
3 輸出する行為の制限に係る事項	願書の記載と同じ学名及び和名を記載してください。
(1) 出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。） ☐ 国を指定しない ☐ 国を指定する（以下に記載）	願書の記載と同じ名称を記載してください。
(2) 輸出する行為を制限する旨 ☐ 登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。	全ての国への種苗の輸出につき許諾を必要とする場合は、「 ☐ 国を指定しない」の ☐ に✓を記載してください。 輸出に許諾を不要とする国がある場合には、「 ☐ 国を指定する」の ☐ に✓を記載した上、国名を記載してください。※
	☐ に✓を記載してください。

※輸出に許諾を不要とする国を指定する場合の注意事項

- 具体的な国名は、法第 21 条第 2 項ただし書きに規定する「当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めない国」以外の国（<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/info/tebiki/shiteikoku.pdf> 参照）を記載してください。
- 国を指定した場合、出願公表後は、取り消すことができません。なお、出願公表前に「輸出先国の制限に係る特例届出書（指定国の取消し）」を提出することで、国の指定を取り消すことが可能です。具体的な手続については、利用制限届出に関する問合せ先（p.15）までお問合せください。

(2) 生産地域の制限に係る特例届出書

本届出書を提出することにより、育成者権者等により譲渡された登録品種の種苗について指定地域以外で収穫物を生産する場合に育成者権が及ぶこととなります。

本届出書は、出願の際に願書と同時の提出が必要です。出願後に提出することはできませんので御注意ください。

(注) 本届出書は、国内での収穫物を生産できる地域を制限できるようにするものであり、種苗を輸出する行為は制限できません。種苗を輸出できる国も制限する場合には、「輸出先国の制限に係る特例届出書」((1) を参照ください) も併せて提出する必要があります。

様式第八号の三 (第十六条第一項関係)	
生産地域の制限に係る特例届出書	
農林水産大臣 殿	年 月 日
出願者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代理人 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
種苗法第 21 条の 2 第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。) の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 農林水産植物の種類 学 名 (ローマ字) : _____ 和 名 : _____	「輸出先国の制限に係る特例届出書」と同様です。9 頁を参照してください。 □に✓を記載した上、収穫物の生産について許諾を不要とする地域を記載してください。地域の指定がない場合は産地形成を行う制度の趣旨に沿わないことから届出は受理しません。 また、都道府県、市町村等、客観的にその区域が明確であるよう、具体的に記載してください (複数の地域を指定することもできます (例: ○○県及び□□県))。 「標高〇m以上の場所」、 「〇度以上の傾斜地」など、その範囲が不明確であるような指定をすることはできません。 収穫物を生産できる地域を指定地域に制限することにより、どのように出願品種の産地形成に繋がるか (指定する地域の考え方、産地形成における目標、産地形成のための取組等) を記載してください。 (例: 「○○県で出願品種を用いた米の産地づくりをしたいから」) □に✓を記載してください。
2 出願品種の名称 _____	
3 生産する行為の制限に係る事項 (1) 出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域 (以下「指定地域」という。) □地域を指定する (以下に記載) _____ (2) (1) による地域の指定と出願品種の産地形成の関係 _____ (3) 生産する行為を制限する旨 □指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。	

※収穫物を生産できる地域を指定する場合の注意事項

生産地域を指定した場合、出願公表後は、取り消すことができません。なお、出願公表前に「生産地域の制限に係る特例届出書 (指定地域の取消し)」を提出することで、指定の一部を取り消すことが可能です。具体的な手続については、利用制限届出に関する問合せ先 (p.15) までお問合せください。

3. 品種登録後に提出可能な届出書

ここでは、品種登録後に提出可能な届出書の記載の仕方を中心に留意すべき事項を解説します。

(1) 輸出先国の制限に係る特例届出書（指定国の追加）

本届出書を提出することにより、「輸出先国の制限に係る特例届出書」（「輸出先国の制限に係る特例届出書（出願品種及び登録品種に係る届出）」を含みます。）を提出している登録品種について、種苗を輸出する行為を制限しない国（指定国）を追加し、当該国に種苗を輸出する場合に育成者権者の許諾を不要とすることができます。

本届出書は、品種登録後に限り提出することができます。

様式第八号の六（第十六条の三第一項関係）		
輸出先国の制限に係る特例届出書 (指定国の追加)		
農林水産大臣 殿		年 月 日
届出者 住所 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		「輸出先国の制限に係る特例届出書」と同様です。9頁を参照してください。 なお、「届出者」には、現在の育成者権者（複数の場合には全員）の住所又は氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記載してください。
代理人 住所 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
種苗法第21条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。		
記		
1 品種登録の番号	第	号
2 品種登録の年月日	年	月 日
3 農林水産植物の種類 学名（ローマ字）： _____ 和名： _____		
4 登録品種の名称 _____		
5 指定国の追加に係る事項 登録品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。） ☐ 指定国を追加する（以下に記載） _____		

品種登録証に記載されている情報を記載してください。

登録品種の属する農林水産植物の種類の学名（ローマ字）及び和名を記載してください。

登録品種の名称を記載してください。

☐に✓を記載した上で国名を記載してください※。

※輸出に許諾を不要とする国の指定を追加する場合の注意事項

- 1 具体的な国名は、法第21条第2項ただし書きに規定する「当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めない国」以外の国(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/info/tebiki/shiteikoku.pdf>参照)を記載してください。
- 2 指定国を追加した場合、そのことが公示された後は、当該指定国の追加を取り消すことができません。
なお、公示前に「輸出先国の制限に係る特例届出書（指定国の追加の取消し）」を提出することで、指定国の追加を取り消すことが可能です。具体的な手続については、利用制限届出に関する問合せ先（p.15）までお問合せください。

(2) 生産地域の制限に係る特例届出書（指定地域の追加）

本届出書を提出することにより、「生産地域の制限に係る特例届出書」を提出している登録品種について、収穫物を生産できる地域（指定地域）を追加し、当該地域で収穫物を生産する場合に育成者権者の許諾を不要とすることができます。

本届出書は、品種登録後に限り提出することができます。

様式第八号の七（第十六条の三第一項関係）	
生産地域の制限に係る特例届出書 (指定地域の追加)	
農林水産大臣 殿	年 月 日
届出者 住所 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 代理人 住所 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
種苗法第 21 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 品種登録の番号 第 号	
2 品種登録の年月日 年 月 日	
3 農林水産植物の種類 学 名（ローマ字）： _____ 和 名： _____	
4 登録品種の名称 _____	
5 指定地域の追加に係る事項	
(1) 登録品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。） ☐ 指定地域を追加する（以下に記載） _____	
(2) (1) による地域の指定と登録品種の産地形成の関係 _____	

「輸出先国の制限に係る特例届出書（指定国の追加）」と同様です。11 頁を参照してください。

□に✓を記載した上、追加する地域を記載してください。地域を記載する際の注意点については、「生産地域の制限に係る特例届出書」（10 頁）を参照してください。

収穫物を生産できる地域を追加することにより、どのように登録品種の産地形成に繋がるか（追加する地域の考え方、産地形成における目標、産地形成のための取組等）を記載してください。
(例：「〇〇県で登録品種を用いた米の産地づくりをしたいから」)

※指定地域を追加する場合の注意事項

指定地域を追加した場合、そのことが公示された後は、取り消すことができません。なお、公示前に「生産地域の制限に係る特例届出書（指定地域の追加の取消し）」を提出することで、指定地域の追加を取り消すことが可能です。具体的な手続については、利用制限届出に関する問合せ先（p.15）までお問合せください。

(3) 輸出先国の制限に係る特例届出書（届出の取下げ）

本届出書を提出することにより、「輸出先国の制限に係る特例届出書」を提出している場合における種苗を輸出する行為の制限を取り止め、育成者権者等により譲渡された種苗について、品種保護制度のない国以外に輸出する場合に、育成者権者の許諾を不要とすることができます。

本届出書は、品種登録後に限り提出することができます。

様式第八号の十（第十六条の四第一項関係）	
輸出先国の制限に係る特例届出書 (届出の取下げ)	
農林水産大臣 殿	年 月 日
届出者 住所 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 代理人 住所 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
種苗法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 品種登録の番号 第 号 2 品種登録の年月日 年 月 日 3 農林水産植物の種類 学 名（ローマ字）：_____ 和 名：_____ 4 登録品種の名称_____	
5 輸出先国の制限の届出の取下げに係る事項 ☐登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為の制限の届出を取り下げる。	

「輸出先国の制限に係る特例届出書（指定国の追加）」と同様です。
11 頁を参照してください。

☐に✓を記載してください。

※輸出先国の制限の届出を取り下げる場合の注意事項

届出の取下げをした場合、そのことが公示された後は、当該取下げを取り消すことはできません。なお、公示前に「輸出先国の制限に係る特例届出書（取下げに係る届出の取下げ）」を提出することで、取下げを取り消し、引き続き種苗を輸出する行為の制限をすることが可能です。具体的な手続については、利用制限届出に関する問合せ先（p.15）までお問合せください。

(4) 生産地域の制限に係る特例届出書（届出の取下げ）

本届出書を提出することにより、「生産地域の制限に係る特例届出書」を提出している場合において、収獲物を生産できる地域の制限自体を取り止め、育成者権者等により譲渡された種苗について、収獲物を生産する場合に育成者権者の許諾が不要とすることができます。

本届出書は、品種登録後に限り提出することができます。

様式第八号の十一（第十六条の四第一項関係）	
生産地域の制限に係る特例届出書 (届出の取下げ)	
農林水産大臣 殿	年 月 日
届出者 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 代理人 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
種苗法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 品種登録の番号 第 号	
2 品種登録の年月日 年 月 日	
3 農林水産植物の種類 学 名（ローマ字）：_____ 和 名：_____	
4 登録品種の名称_____	
5 生産地域の制限の届出の取下げに係る事項 ☐ 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収獲物を生産する行為の制限の届出を取り下げる。	

「輸出先国の制限に係る特例届出書（指定国の追加）」と同様です。11 頁を参照してください。

☐に✓を記載してください。

※生産地域の制限の届出を取り下げる場合の注意事項

届出の取下げをした場合、そのことが公示された後は、当該取下げを取り消すことはできません。なお、公示前に「生産地域の制限に係る特例届出書（取下げに係る届出の取下げ）」を提出することで、取下げを取り消し、引き続き収獲物を生産する行為の制限をすることが可能です。具体的な手続については、利用制限届出に関する問合せ先（p.15）までお問合せください。

4. 利用制限届出に関する問合せ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号

農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室育成者権保護・活用班

TEL 03-3502-8111（代表） 内線4288

利用制限届出に関する情報は、農林水産省の品種登録ホームページ（<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/>）でもご覧いただけます。

MAFF